

〈祖法〉の成立と定着—鹿児島藩島津家による一向宗禁令を事例に—

濱島実樹

はじめに—鹿児島藩島津家と一向宗禁令

キリスト教や日蓮宗不受不施派のように、幕府権力が行った宗教統制政策は著名だろう。一方で、藩権力が独自に行った宗教統制政策もあった。その一つが鹿児島藩島津家による一向宗禁令政策である。島津家の家法であり、鹿児島藩の藩法として機能した一向宗禁令は、おおよそ戦国期から、藩権力消滅後の明治9（1876）年まで、継続して運用されていた。時代を超えて長きにわたり運用され続けた一向宗禁令を、どのように理解すれば良いのだろうか。以上のような関心から、本報告では、鹿児島藩島津家が発布した一向宗禁令について、若干の考察を試みるものである。

2000年代以降、「藩世界」¹「尾張藩社会」²「藩地域」³といった概念が登場し、地域社会論の研究成果を踏まえつつ、藩を総合的に捉えようとする動きが活発に見られるようになった。近年では、国持大名である熊本藩を対象に熊本藩政と地域社会に関する藩領を対象とした地域社会論研究が展開しているのと同時に、特定地域の調査・分析の成果は、日本近世の支配体制を踏まえながら、対象地域固有の条件に目配りしつつ、幕藩制社会全体に位置づける必要性が説かれるに至っている⁴。このような研究潮流のなかにあって、鹿児島藩は、地方知行制の存続や、郷士や中世以来の在地領主の存在から、近世社会における支配の在り方が特殊例外的なものだったと評価される傾向にある⁵。今回取りあげる一向宗禁令に関しても、長期間に及んだこと、また、一向宗禁令発布が、鹿児島藩と人吉藩の二藩に限られたことから、鹿児島という地域の特殊性を強めてきた。しかしながら、近年の藩研究の潮流を鑑み、鹿児島藩研究も、特殊性に傾きすぎた見方から脱却し、地域的個性を踏まえた上で、近世社会に積極的に位置づけていく必要がある、と考える。

一向宗禁令発布の背景

ところで、島津家はなぜ一向宗禁令を発布したのだろうか。この問い合わせ大きな命題に、一向宗禁令が発布された理由を明らかにするべく研究は進められ、現在【表1】のような回答が出そろに至っている。しかしながら、この命題に答えた結果、どのような研究の進展が見込まれるのか、その見通しが見えておらず、一向宗禁令に関する研究は、あまり活発とはいえない状況にある。このような現状を打破するためには、一向宗禁令の理由を追究するだけではなく、より広い枠組みと、多様な研究視角から、一向宗禁令という地域的個性を捉えなおし、近世社会に位置づけていく必要があるだろう。そこで注目される研究視角が、一向宗禁令=〈祖法〉という捉え方である。

¹ 岡山藩研究会編『藩世界の意識と関係』（岩田書院、2000年）。

² 岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』（清文堂出版、2005年）。

³ 渡辺尚志編『藩地域の構造と変容』（岩田書院、2005年）。

⁴ 稲葉継陽・今村直樹編『日本近世の領国地域社会—熊本藩政の成立・改革・展開一』（吉川弘文館、2015年）。

⁵ 山下真一『鹿児島藩の領主権力と家臣団』（岩田書院、2023年）。

【表1】

〈一向宗禁制の原因説〉 *名越護『鹿児島藩の廢仏毀釈』（南方新社、2011年）より抜粋	
①	豊臣秀吉が薩摩へ出陣のとき、本願寺宗主顕如上人や長島の獅子島の門徒が近道を秀吉に教えたので、島津氏が怒って一向宗を禁制にした
②	石田三成と結託して島津氏に反抗心のあったといわれる伊集院幸侃は、慶長4（1599）年に島津家久に手打ちにされ、その長子・忠貴は庄内（今の都城一帯）で反逆した。幸侃一族が一向宗信者であったため、一向宗を禁制にした
③	藩主の島津光久とその弟・又八郎は同年だったが、又八郎は世継ぎになれなかつた。そこで又八郎の生母は又八郎のことを思うあまりに光久を呪い殺そうとした。光久はこのため足を患つた。又八郎の実母は一向宗の信者だったので一向宗を憎み禁じた
④	島津日新は桂庵禅師の儒仏に帰依して道義の高揚に努めたが、一向宗は徒党を組み、同宗の僧侶は肉食妻帯して、仏教徒にあってはならない"墮落ぶり"だったため禁止した
⑤	鹿児島藩は古来、他国人の入国を禁じていたが、僧侶のみが許されていた。そのため一向宗の僧侶や僧侶に扮した者が入国し、スパイ行為をしたので一向宗を禁じた
⑥	藩政時代は上下階級の区別が厳密で、封建政治にとっては、四民平等觀に立脚した一向宗の教義は、藩主の藩政の邪魔になつた
⑦	南北朝統一に尽力して功績を認められた石屋禅師（島津氏の菩提寺である福昌寺初代住職）が、後小松天皇に不精進宗の一向宗を禁制にするよう懇願したから
⑧	一向宗信者が本願寺へ大量の布施として金品を寄付していたが、一向宗を認めると藩の財政を圧迫する恐れがあった

1. 一向宗禁令=祖法という捉え方

一向宗=祖法

法制史家の服藤弘司氏は、単著『幕府法と藩法』（創文社、1980年）のなかで、鹿児島藩は「幕府が七宗の一つとして公許した一向宗を厳禁したなど、祖法を貫き通した（略）」と述べる。また服藤氏は、「祖法とは、勿論始祖の制定した法を指し、（略）鹿児島藩島津義久（略）などの制定した法をいう。（略）結局近世幕藩体制国家では、それが成立した当初に定立された法が、何らの変更も加えられず、そのまま維持、固守されることが理想とされた」との見解を示す。すなわち、鹿児島藩の一向宗禁令は祖法である、との見方を提示するわけである。

先述のように、研究史上では「なぜ一向宗禁令は発布されたのか」を大きな命題に、研究者によって多様な見解が示されてきた。しかしながら服藤氏のいう一向宗禁令=祖法という見方は、鹿児島藩研究において、これまで言及されてこなかった。約300年もの長きにわたって島津家が一向宗禁令を貫きとおした理由の一つが、一向宗禁令という祖法を固守した結果だった場合も十分に考えられることだろう。ここに、一向宗禁令の理由を考えるうえで、「祖法の固守」という治者側の論理を念頭に、島津家が行った一向宗禁令発布を捉えなおす必要性が指摘できるのである。

ちなみに服藤氏は、祖法は鹿児島藩に限らず、金沢藩の「改作法」のように、仙台藩・萩藩・熊本藩・岡山藩・鳥取藩・福岡藩・佐賀藩・土佐藩・徳島藩などの外様大名、水戸藩・会津藩・彦根藩などの親藩や譜代大藩でも存在し、程度の差こそあれ、古法として固守されていた、と述べている。祖法は、現状、特殊性が強調されがちな鹿児島藩研究を一般化する視角として、有効であると考えるわけである。

一向宗禁令はいつから祖法になったのか

服藤氏は、「法の頻繁な改廃が、被治者に法に対する信頼性を失わせ、ひいては遵法精神を減退せしめる結果を招く」ため、法は固定性と永続性が要求されたとし、これによって、幕藩領主は「徹底した古法重視の態度を堅持した」と述べる⁶。鹿児島藩の一向宗禁令は、慶長2（1597）年に発布されて以降、明治9（1876）年に「信教自由の令」が布達されるまで、長きにわたって施行してきた。一向宗禁令期間の長さに注目すれば、島津家が一向宗禁令という祖法を藩政の一つの柱に据え、運用してきたように見える。しかしながら、島津家はじめその他の人びとが、一向宗禁令を「祖法」と呼ぶ史料は管見の限り見当たっていない。はたして、藩法であり島津家の家法でもあった一向宗禁令は、島津家において祖法と認識されていたのだろうか。以下では、一向宗禁令発布の歴史的経過から、島津家における一向宗禁令＝〈祖法〉認識について考えてみたい。

（1）〈祖法〉の成立

服藤氏は、「筆者は、幕府については、家光治世後半期、寛永末期ごろよりの成文法急増に伴い、近世初期優位な地位にあった慣習法体系崩壊の兆しが明白にみられ、（略）幕府諸制度が完備した寛文～延宝期には、完全に成文法優位の時代が訪れたと解する」と述べ、諸藩においても、金沢藩の祖法とされる「改作法」を事例に、「『改作法』成立期（慶安4年（1651）～明暦2年（1656））を境に、成文法時代へと移行したものと思われる」と述べる。すなわち、幕府法も藩法も慣習法から成文法の時代へと移行することを指摘している。

鹿児島藩における一向宗禁令も、もとは慣習法として存在していた。例えば、「上井覚兼日記」下巻、天正13（1585）年9月15日付の記事には、「先々彼宗旨を替可申之由稠被仰、其後も一向宗ニ候する者ハ、是非以生害させ申候て可然之由、被仰出候也」との記載が見られる。以前から宗旨替えを厳しく仰せられ、その後も一向宗に帰依する者には、是非を議論のうえ「生害」に処して当然であると（島津義弘が）仰せになった、との一文が示されている。島津家領内における一向宗をめぐる問題は天正期頃からすでに見られ、一向宗禁令を破る者には自害を命じ、慣習法の徹底を図ろうとしていたことが読み取れる。さらには、天正期の段階で、「先々」、すなわち天正期よりも昔から、一向宗への帰依を禁止していたと認識されている点に、留意しておきたい。

このように慣習法として機能していた一向宗禁令は、豊臣秀吉政権下でおこった、文禄・慶長の役による島津義弘の朝鮮出兵によって、成文法へと移行する。領内を留守にするにあたり、島津義弘は留守を預かる家老に向けて「捷」を発布した。慶長2（1597）年2月21日付で発布されたこの「捷」の最後の条文には、「一向宗ノ事、先祖以来御禁制ノ儀ニ候条」と記され、一向宗禁令がここに明文化されるに至る。注目したいのは、義弘が条文内で一向宗禁令を「先祖以来」と記している点である。先述したように、天正期よりも前から、島津家領内において一向宗が禁止されていた、との認識があった。この認識が、慣習法が成文法として明文化した際に「先々」から「先祖以来」へと主語が明確化する。すなわち、慣習法

⁶ 服藤弘司『幕府法と藩法』（創文社、1980年）。

⁷ 注6と同じ。

として前々から存在した一向宗禁令は、明文化するに際して「先祖以来」という文言を付与され、一向宗禁令＝島津家の〈祖法〉である、との認識を共有するに至る。ここに〈祖法〉としての一向宗禁令の成立を見るわけである。

(2) 〈祖法〉の定着

一向宗禁令は〈祖法〉として成立した後、どのように定着していくのだろうか。以下、歴代法令と由緒書、支流系図をもとに検討してみたい。

・歴代法令

大名が家督を継いだ際、家中諸士に発した歴代法令は、藩法の骨格をなす重要法として位置づけられる⁸。島津家の歴代法令で注目したいのは、四代藩主・島津吉貴（藩主期間：宝永元〈1704〉年－享保6〈1721〉年）と八代藩主・島津重豪（藩主期間：宝暦5〈1755〉年－天明7〈1787〉年）のものである。まずは、四代藩主・島津吉貴による歴代法令を確認しよう。宝永2年12月15日付で発布された「去秋 太玄院様（島津綱貴）卒去」にはじまる吉貴の歴代法令の二条目には、「一向宗ノ儀モ子細有之、当家代々令禁止之条不可有違犯事」⁹という一文が登場する。一向宗禁令が「当家代々」禁止のため、違犯しないように、との記載である。宝永期段階において、一向宗禁令が「当家代々令禁止」と語られるようになった点には注意したい。さらに、吉貴歴代法令の末尾部分には、「当家ノ瑕瑾ニ不成様ニト於心懸」と記載され、島津家の「瑕瑾」＝不名誉とならないよう心懸けるようにと、法の遵守を促している点も見逃せないだろう。

次に八代藩主・島津重豪が発布した歴代法令である。宝暦5年8月15日付で発布されたこの法令の二条目に「一向宗之儀、子細有之当家代々令禁止」¹⁰の一文が登場する。文言が四代藩主・吉貴の歴代法令と全く同じであることがみてとれるだろう。なお、重豪歴代法令の末尾部分は「右之通、従 御先代被 仰出候、到当代弥不致忘却」へと、吉貴歴代法令から変化がみられる。先代の仰せを当代にて忘却しないよう、歴代法令の遵守を念押しするのである。

以上のように、一向宗禁令は四代藩主・吉貴の歴代法令以降、「当家代々令禁止」の文言で島津家の歴代法令のなかに定着していった。「禁止」の前につく「当家代々」の枕詞から、一向宗禁令の〈祖法〉化が進行していたことが指摘できる。また、吉貴と重豪の歴代法令における文末の違いは、重豪期に至って、先例主義と古法遵守のさらなる比重の高まりを推測させる。

・由緒書

宝永7（1710）年、四代藩主・島津吉貴期に、江戸からの巡見使来鹿に備え、記録所によって「島津家由緒概略（御記録所上申）」¹¹が作成された。「当家島津家ノ元祖ハ豊後守忠久ト申候、頼朝ノ長庶子ニテハ歳ノ時文治二年頼朝ヨリ御下文ヲ給、薩摩・大隅・日向致拝領

⁸ 注6と同じ。

⁹ 鹿児島県歴史資料センター黎明館『薩摩藩法令史料集一』（春苑堂書店、2003年）。

¹⁰ 注9と同じ。

¹¹ 鹿児島県歴史資料センター黎明館『薩摩藩法令史料集六』（春苑堂書店、2010年）。

候、…」の一つ書きよりはじまる由緒書の一文に、一向宗禁令に言及した箇所がある。曰く、「一向宗御禁制ノ事於御尋ハ、当国ノ一向宗ハ上方筋ノ宗旨ニ相替新宗ト申候テ邪法等敷障碍ヲナシ、同宗ノ親ミ強徒党ヲ結、君臣ノ礼ヲ背父子ノ分モナク無作法ニ有之、仇ヲナシ候儀モ御座候ニ付代々制被申候、」というもので、島津家による一向宗禁令発布の理由が語られている。先述したように、鹿児島藩は江戸幕府が七宗の一つとして公許した一向宗を禁止しており、その点で巡見使からの問い合わせがあったのだろうことが推測される。島津家側が一向宗禁止の理由として用意した答えは、①鹿児島藩内の一向宗は上方筋の宗旨と異なり、新宗という邪法と等しく障害を成すものである、②同宗門徒の親しみは強く徒党を結ぶ、③君臣の礼に背き無作法である、④仇をなす、というもので、「代々」禁制である、というものであった。島津家の一向宗禁令発布理由が伺いしれて大変興味深くあるが、ここでは、一向宗禁令発布理由が島津家の由緒書に登場し、禁令発布の正当性について語っている点を重要視しておきたい。

・支流系図

島津久慶という人物がいる。島津家の一門家臣である日置島津家出身の彼は、初代藩主・家久の治世であった寛永 11（1634）年 5 月から同 18 年 11 月まで家老を勤め、その後も、慶安 2（1649）年 6 月まで異国方・宗門方の要職につき、慶安 4（1651）年 8 月 18 日に没した。この久慶に関しては、「本藩人物誌」という史料のなかに「(前略) 久慶事御家御大禁之一向宗信仰ニ而、御領内新宗ノ張本真託と申すものを密ニ相付 (中略) 久慶事系図被削除候。(後略)」という記載があって、島津家の家臣であり、なおかつ宗門方の要職経験をもちながら、新宗僧侶の真託なる人物をそばに置き、一向宗を信仰していたことが述べられている¹²。結果、久慶は二代藩主・光久から四代藩主・吉貴の治世（正保 2（1645）年—正徳年間頃（1710 年代））の支流系図作成段階において¹³、日置島津家の系図から削除された。島津「家」に属するものが一向宗禁令に背く行為は、その存在を系図から削除されるほどの大禁であると認識されていたことが、指摘できるのである。

以上、一向宗禁令という〈祖法〉成立後の定着を概観した。一向宗禁令は四代藩主・吉貴治世頃までに、歴代法令や由緒書、支流系図などを通して〈祖法〉の定着が進み、また、遵法の徹底が図られ、島津家家中における〈祖法〉としての地位を確立していくのである。

おわりに

鹿児島藩島津家が長きにわたって一向宗禁令を発布し続けたのには、様々な背景があるだろう。その背景の一つに一向宗禁令が〈祖法〉として位置付いていた可能性を考える必要があるのでないだろうか。今後は、〈祖法〉の定着として紹介した事例を、より詳細に検討し、藩や「家」における〈祖法〉について、その概念化を試みることを課題としたい。

¹² 以上の島津久慶に関しては、桃園恵心『薩藩真宗禁制史の研究』（吉川弘文館、1983 年）を参照した。

¹³ 鹿児島県歴史資料センター黎明館『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺諸氏系譜 1』（春苑堂書店、1988 年）。

